

戸籍謄本・抄本等に関する郵送による請求の方法について（本人等請求用）

【国外からの請求の場合】

下記の①～⑤を同封の上、お送りください。

①戸籍謄本・抄本等に関する請求書（郵送用・本人等請求用）

- ・記入漏れのないようご確認ください。（特に昼間の連絡先・電話番号・メールアドレスを必ずご記入ください。）

②本人確認書類の写し及び現住所の確認できる書類の写し

- ・日本の運転免許証、海外の運転免許証、パスポート等の写しが必要です。
- ・上記のものに現住所が記載されていない場合は、住居の賃貸契約書、公共料金の明細書・領収書の写し等の住所が確認できるものの写しも必要です。

③返信用封筒

- ・表に請求者（あなた）の住所、氏名を書いてください。
- ・返信用切手はこちらで用意します。（下記④参照）

④国際郵便為替（International Postal Money Order）

- ・手数料＋返信用切手代に相当する額のを郵便局でご購入ください。
- ・お近くで取り扱いがない場合は、国際返信切手券（International Reply Coupon）を郵便局でご購入ください。
（残金は切手にて返金いたします。）

戸籍謄本（全部事項証明）、抄本（個人事項証明）	……………	1通	450円
除籍謄本、原戸籍謄本	……………	1通	750円
戸籍の附票、身分証明書（市区町村により異なる・熊谷市の場合）	…	1通	200円

- ・為替には何も記入しないでください。

⑤その他

- ・熊谷市の戸籍で請求者（あなた）と必要な方との関係が確認できないときは、関係がわかる戸籍の写しを添付していただく場合があります。
- ・「請求書の記入漏れ」や「使用目的が相当と認められない場合」は交付できません。
- ・偽り、その他不正な手段により交付を受けた時は、30万円以下の罰金に処せられます。（戸籍法133条）

◆ご不明な点は下記へご連絡ください。

〒360-8601 埼玉県熊谷市宮町二丁目47番地1
熊谷市役所 市民課 管理係
電話048-524-1111 内線267